

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 申請のあった年月日

平成26年11月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人なかよしクラブはたらーく

藤田 昌代

三豊市豊中町上高野字高沢439番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた障害者福祉サービスを提供し、障がい者を含む家族相互や地域社会との交流の場を提供することを目的とする。